

(別表1)

事業継続力強化支援計画

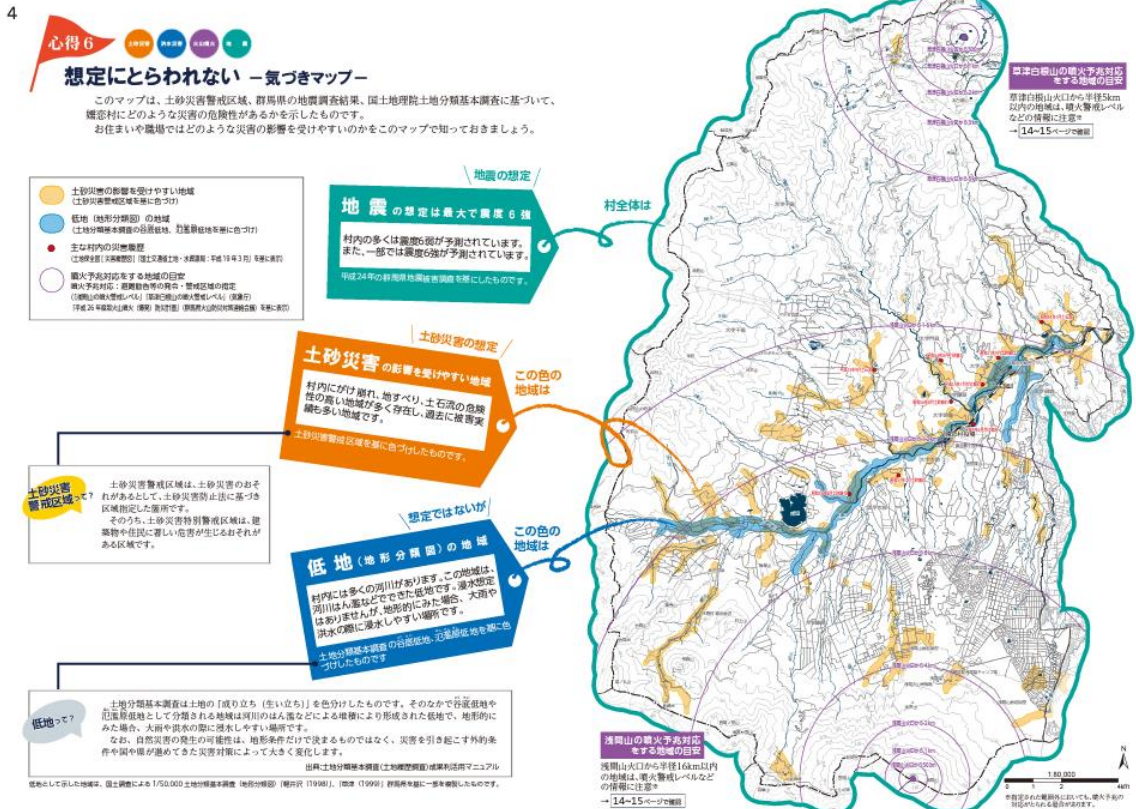
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：嬭恋村ハザードマップ「嬭恋村災害対応ガイドブック」)

嬭恋村のハザードマップによると、長野県境に位置する鳥居峠を水源とし、村内を横断するように流れる吾妻川流域は、谷底低地や氾濫原低地として分類され、大雨や洪水の際に浸水しやすい箇所とされている。



とりわけ令和元年に発生した台風19号は、台風災害として過去最大級の甚大な被害を村内全域に及ぼした。村内の多くの河川が氾濫したことで、鉄道や国県村道が通行不能となり、多くの住宅や倉庫、車両等を流失させた。

※近年の被害状況

令和元年10月 台風19号(令和元年東日本台風)被害

罹災者・被災者・被害状況(2019年11月29日時点)

- 被災証明申請件数 59件
(うち車両被災20台 農業車両除く)
- 全壊家屋 7件(危険家屋含む)
- 半壊家屋 5件
- 床上浸水 3件
- 床下浸水・一部損壊 24件



(土砂災害：孺恋村ハザードマップ「孺恋村災害対応ガイドブック」)

孺恋村ハザードマップによると、吾妻川流域をはじめ村内にある河川流域を中心に、複数箇所です砂災害警戒区域に指定されている。該当警戒区域は比較的村内南側に多く点在し、特に村内東部地域では、吾妻川流域に警戒区域が集中している。

前述の令和元年台風19号においても、村内全域で土砂災害が発生し、土砂の建物流入や排水施設の洗掘、道路や鉄道路への流入・堆積等の大きな被害に見舞われた。



(地震：孺恋村ハザードマップ「孺恋村災害対応ガイドブック」及びJ-SHIS)

孺恋村ハザードマップによると、地震の想定は村内全域で最大で震度6強が想定されている。

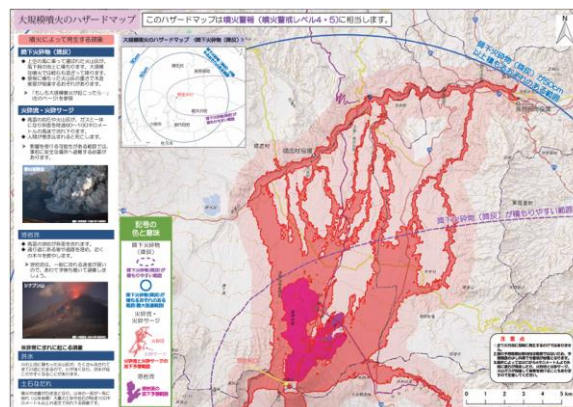
また、「J-SHIS 地震ハザードステーション」によると、今後30年で震度5弱以上となる確率は67.0%、震度6以上となる確率は2.1%とされている。

(火山噴火：孺恋村浅間山火山防災マップ)

村内には、現在活発な噴気活動のある活火山である「浅間山」と「草津白根山」があり、とりわけ「浅間山」では、極小規模の噴火から大規模噴火の発生が想定されており、火山ガス、大きな噴石、空振、降灰、降雨時の土石流、火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流、溶岩流、洪水などの火山現象が起こる可能性がある。

小～中規模噴火は今後も起こりやすいと予想されており、火口から4km以内では、大きな噴石が飛んでくるため危険とされている。また大規模噴火は、過去2000年間に3回起こっており、将来も発生する可能性は否定できない。仮に噴火警戒レベル4～5（噴火警報）が発令される大規模噴火が発生した場合、火砕流や火砕サージが居住地域に到達し、重大な被害を及ぼすことが想定されている。

加えて、噴火リスクもさることながら、ほぼ実害がない噴火規模であっても、マスメディアによって大きく報道されることで、過去の事例から農業や観光産業への風評被害の懸念が想定される。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

1) 商工業者数及び小規模事業者数

当地区における商工業者数は579事業者(令和2年度)となっており、うち小規模事業者数は517者で、全体の89.3%を占める。

令和2年度事業者数

業種	件数	割合
商工業者数	579	—
小規模事業者数	517	89.3%
飲食・宿泊業	176	30.4%
建設業	129	22.3%
小売業	96	16.5%
サービス業	81	14.0%
その他	56	9.7%
製造業	23	4.0%
卸売業	18	3.1%

(出典：群馬県商工会連合会「令和2年度商工会の現況」)

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災行政メール・防災行政音声対応サービス・SNS(スマートシティ防災システム)等による防災情報の発信
- ・嬭恋村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・会員向け損害保険制度の周知と加入促進

II 課題

- ・現状において、独自の「事業継続計画」を策定しているものの、嬭恋村や関係団体との連絡体制、情報共有、役割分担などが不明確であり、災害時に効率的な協力体制が構築されていない。
- ・職員間で情報・責任共有が十分に浸透しておらず、実際に災害発生時に計画通りに機能しない懸念がある。
- ・災害時やリスク低減のための保険・共済に対する助言を行える職員が不足しており、専門性に偏りが生じている。
- ・地域内小規模事業者の災害リスクと災害時の事前準備の重要性についての理解が浸透しておらず、その対策については個々の問題意識の高低に依存している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者

を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 嬭恋村との連携を強化し、平時において災害発生時の行動・支援活動、被害情報報告ルートなどの情報共有を進める。
- ・ 当会策定の「事業継続計画」の全職員への共有と計画に基づく行動確認と訓練を行う。
- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性について積極的に周知・啓蒙を行う。
- ・ 地域内小規模事業者に対する「事業継続力強化計画」や「BCP」策定について支援強化を図る。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年10月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 経営指導員等の巡回時に、嬭恋村ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、個別の事業所立地場所の自然災害等の発生リスクを確認・伝達していく。加えて、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会員向け配布物や行政広報、ホームページ、SNS等を活用して、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 個別事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定について積極的に支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成30年3月（令和4年1月改定）、「事業継続計画（第4版）」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・協力関係にある共済団体や損保会社等の協力を仰ぎ、地域内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・群馬県や群馬県商工会連合会、群馬県よろず支援拠点等の支援機関とも連携を強化し、必要に応じ専門家を投入しながら BCP や事業継続力強化計画についての普及啓発や策定支援を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画等取組状況の確認を行う。
- ・当会と当村の行政懇談会や群馬県商工会連合会、吾妻地区商工会連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報を共有するとともに、改善点や効果的な支援策等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（平成23年東日本大震災、令和元年台風19号と同規模、浅間山噴火警戒レベル3以上）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、当会職員の安否確認を当会 BCP に基づき速やかに行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村、群馬県商工会連合会で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、嬭恋村における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、嬭恋村および群馬県商工会連合会等関係機関に速やかに情報共有を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村、群馬県商工会連合会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

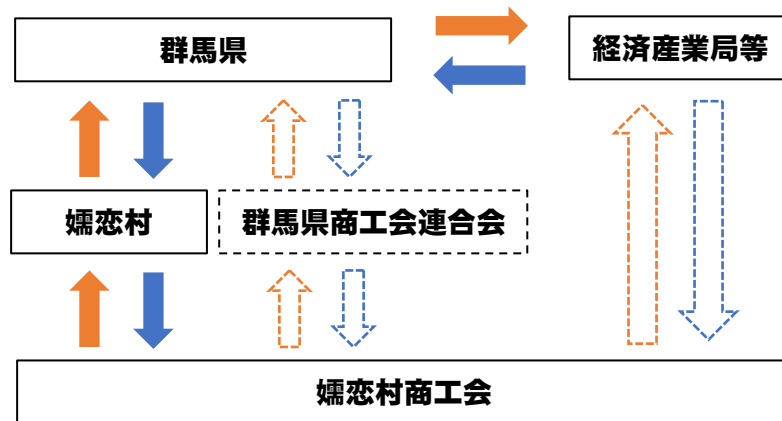
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

- ・当村で取りまとめた「嬭恋村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、嬭恋村の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と嬭恋村と情報を共有した上で、嬭恋村が（もしくは、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が）群馬県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を、嬭恋村が（もしくは、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が）群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、嬭恋村と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした

支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

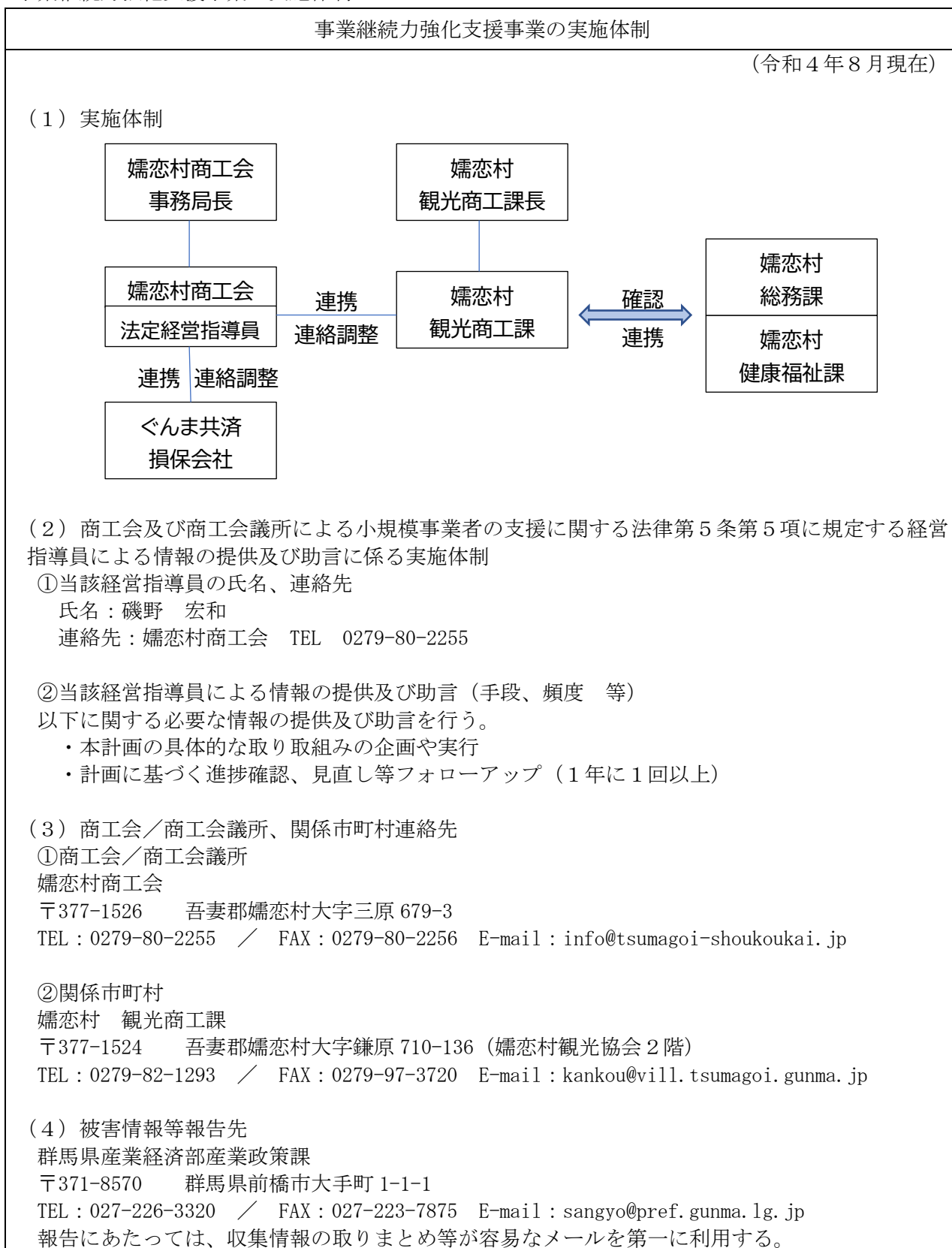
- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	130	130	130	130	130
・専門家派遣費	60	60	60	60	60
・チラシ作成	50	50	50	50	50
・その他経費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費手数料収入、婦恋村補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住所 〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者 理事長 田部井 勝俊 ぐんま共済協同組合 前橋支店 住所 〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者 支店長 田村 考也
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定に係る個別相談等 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre>graph TD; A[孺恋村商工会] <--> 連携 連絡調整 B[ぐんま共済協同組合 前橋支店]; A --> 事業継続力強化支援 C[小規模事業者]; B --> 個別相談 災害保険情報提 C;</pre>